

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、○年から○年までの間、トンネル抗夫として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日付けで労働基準局長（現労働局長）からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、合併症続発性気管支炎、療養要」の決定を受け、A医療機関において療養を継続していた。被災者は、○年○月○日、B医療機関に転医、同病院に入院したが、同年○月○日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「肺がん」、直接死因の原因「じん肺」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「認知症」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者に発症した疾病及び被災者の死亡は業務上の事由であるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

被災者に発症した疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者に発症した疾病及び被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、前記第3の1(略)のとおり主張している。

(2) 被災者のじん肺及び合併症の症状について

○年に作成されたじん肺健康診断結果証明書及び○年から○年までのじん肺用診断書における被災者のじん肺の状態をみると、X線写真上のじん肺の陰影は、じん肺健康診断結果証明書において第2型とされている以外は、全て第3型であり、被災者の死亡前数年間においては、安定的に推移したと認められる。

さらに、被災者の肺機能検査をみると、○年○月○日付けの診断書においては、%肺活量が一過性に53.4%に低下したが、○年○月○日付けの診断書においては、%肺活量は63.2%に改善している。

(3) 被災者の肺がんと診断について

ア 本件においては、被災者の肺がんと診断が医学的に妥当なものであるかが問題とされているため、この点に係る各医師の意見をみると、以下のとおりである。

(ア) C医師は、○年○月○日付けの意見書において、要旨、「○年○月○日に撮影した被災者の最後の胸部CT画像では、肺がんの所見は認められない。○年○月○日に当院で行われた被災者の最後の診療では、肺がんの所見は認めていない。」との意見を述べ、D医師は、○年○月○日付けの意見書において、要旨、「肺がんについては特に診断されていない。胃がんの術後5年以降に肺に転移する可能性はゼロではないが、可能性としては極めて低い。」との意見を述べている。

(イ) 一方、死亡診断書には、「被災者の直接死因；肺がん」と記載され、E 医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「被災者の直接死因は、肺がんであると診断した。その診断根拠は、①○年○月の入院時に○kgあった体重が、同年○月の死亡時には○kgになっていたこと、②同年○月以降、低アルブミン血症の状態が続いていたこと、③同年○月○日の夜に、咳を出しながら血痰を廊下に吐き出していたこと、④同月○日に施行した胸部C Tでは、両側胸水貯留とリンパ節転移の可能性を示す縦隔内の多数のリンパ節描出が認められる一方、心拡大や肺水腫など心不全を示唆する所見は認められなかったこと、⑤同年○月○日の血液検査では、骨転移の可能性を示すALP (アルカリフォスファターゼ) 値が高値であったこと、⑥同月○日の血液検査で肺がんの腫瘍マーカーであるCYFRA (サイトケラチン19フラグメント) の値が上昇していたこと、である。」との意見を述べている。

(ウ) なお、E 医師の上記の意見に対して、G 医師は、○年○月○日付けの意見書及び同年○月○日付けの意見書において、要旨、「①○年○月○日の胸部C T画像と比較して、○年○月○日のC Tで肺がんを強く疑う画像所見は確認することができない。②E 医師も認識していたとおり、被災者は、食事の摂取が減少して、その結果、体重減少となり、低アルブミン血症を招いたと考えられる。③血痰の高値は肺がん以外の疾患でも見られる。④○年○月○日に撮影されたC T画像からは、縦隔リンパ節転移・両側胸水を来し死亡に至るような新たな進行肺がんを疑う新たな腫瘤影を指摘することはできない。E 医師が縦隔リンパ節転移を伴う進行性肺がんの根拠とする縦隔リンパ節腫大は、○年○月○日及び○年○月○日のC Tでも確認することができ、じん肺に伴う所見と考えられる。また、じん肺合併症である胸水貯留は結核性胸膜炎であり、通常片側優位の胸水であるが、被災者には左右差のない両側胸水が認められる。⑤ALP高値は肺がん以外の疾患でも見られる。骨転移を来し死亡に至るような進行肺がんを疑う新たな腫瘤影を指摘することはできない。⑥CYFRA上昇が肺がん診断において決定的な役割は果たすことは困難である。」との意見を述べている。

イ 上記のとおり、被災者が肺がんを発症したか否かについては、医師らの意見が分かれている。C 医師及びG 医師はC T画像上、肺がんの所見を認めな

いとの意見を述べている。一方、E医師は肺がんと診断しているが、その根拠として指摘している事項に関して、G医師は、要旨、「①体重減少や血痰それ自体は肺がんの診断根拠たり得ない、②両側胸水貯留は、じん肺合併症に典型的な片側優位の貯留ではない、③CYFRAは、肺がんの診断の決定的な要素とはならない。」と述べており、専門的な見地からの慎重な意見で妥当なものと考えられる。したがって、E医師が述べている肺がんの診断根拠は病態からの推測にとどまり、病理学的所見を欠くものであって確定診断には至らないと考える。

以上のことから、当審査会は、被災者が肺がんを発症したとする明確かつ的確な証拠はないものと判断する。

- (4) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。
- (5) このように、被災者にはじん肺の所見はあったものの、原発性肺がんの発症を認めることはできず、請求人の死亡が業務上の事由によるものであると認めることはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。